

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年10月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 35 号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第50号）の施行期日は、平成23年11月12日とする。

（上下水道局技術監理室地域事業課）